

環境美化運動実施計画書

団 体 名																
代表者					電話番号	— —										
実施日	☐ 【第1回基準日】 5月最終日曜日				☐ 【第2回基準日】 8月第一日曜日				☐ 【第3回基準日】 12月第一日曜日							
	☐ 基準日以外			月			日									
時間帯	☐ 午前				☐ 午後		荒天の場合		☐ 中止 ☐ 延期 (月 日)							
希望枚数	可燃ごみ用				〇	枚	ビン・カン用						〇	枚		
	金物・陶磁器 ・ガラス類用				〇	枚										
●ごみ袋は、1世帯につき1枚を目安としてください。(余った場合は、次回使用してください。) ●ごみ袋は、成田市役所5階クリーン推進課、下総支所、大栄支所で配付しています。 ●清掃活動で集めたプラスチックやペットボトルはリサイクルに適さないため、可燃ごみとなります。																
実 施 場 所				実 施 内 容				参 加 予 定 人 数								
●次の□にチェックをしてください ☐ 道路・河川敷 ☐ 公園・プレイロッド内 ☐ ごみ集積所 ☐ その他 ()				●次の□にチェックをしてください ☐ ごみ拾い・清掃 ☐ その他 ()				約 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> 名								
☆収集したごみの処理方法 (次の□にチェックをしてください。) 1. ☐ 分別し、指定袋に入れて集積所に排出する。 2. ☐ 分別し、成田富里いずみ清掃工場またはリサイクルプラザに自己搬入する。 搬入予定日 (月 日) 雨天時搬入予定日 (月 日) ◎2の注意点 ※環境美化運動実施基準日以外の日曜日は市の処理施設へ自己搬入は不可(環境美化運動実施基準日のみ、環境美化運動で収集したごみを、午前8時30分から午前11時30分まで市の処理施設で受け入れます。) ・可燃：リサイクルプラザで計量 ⇒ 成田富里いずみ清掃工場へ搬入 ⇒ 荷下ろし ⇒ 再度リサイクルプラザで計量 ・可燃以外：リサイクルプラザで計量 ⇒ 荷下ろし ⇒ 再度計量																
以下はクリーン推進課で使用 ※内部処理欄																
地 区	☐ 成田 ☐ 下総 ☐ 大栄				No.				担当							